

令和3年第3回九戸村議会定例会決算審査特別委員会

令和3年9月13日（月）

午前10時 開議

場所 常任委員会室

◎審査日程（第2号）

日程第1 議案第6号 令和2年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について

【歳入全般】

【歳出(1款・2款・3款)】

◎出席委員（11人）

1番	古 舘	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君			

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
教 育	長	岩 渕 信 義 君
総 務 課	長	大 向 一 司 君
移住定住担当課長		川 原 憲 彦 君
子育て支援担当課長		浅 水 涉 君
会 計 管 理 者		吉 川 清一郎 君
兼 税 務 住 民 課 長		
保 健 福 祉 課 長		杉 村 幸 久 君
産 業 振 興 課 長		中 奥 達 也 君
地 域 整 備 課 長		関 口 猛 彦 君
教 育 次 長		坂野上 克 彦 君
地 域 整 備 課 主 幹		上 村 浩 之 君
兼 水 道 事 業 所 長		

◎職務のため委員会室に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大久保 勝 彦
事 務 局 長 補 佐	野辺地 利 之

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○委員長（中村國夫君） おはようございます。

ただ今の出席委員は、11 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

9 時 20 分に総務課長より、副村長が体調不良により欠席との連絡がありましたので、お知らせいたします。

◎審査日程の報告

○委員長（中村國夫君） これから、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、お手元に配布のとおりであります。

審査日程に入る前に、各委員に申し上げます。

本委員会に付託された事件は、議案第 6 号「令和 2 年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第 15 号「令和 2 年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの 10 件であります。

また、付託されました議案 10 件につきましては、9 月 16 日までに審査を終了するよう期限を付けられておりますので、会議進行につきましては、特段のご協力をお願いいたします。

次に、資料提出について、追加の請求があれば、この際に申し出願います。

資料提出の請求はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） ございませぬね。

次に、先に資料を依頼していたものについては、お手元に配布のとおり、提出していただいております。

資料の概要について、順次、担当課長から説明をお願いいたします。

なお、同資料に対する質疑については、それぞれの審査項目の審査の際に行っていただくようお願いいたします。

税務住民課長

○税務住民課長（吉川清一郎君） それでは、資料の説明を行います。

資料 No. 1、令和 2 年度各会計で不納欠損処理を行ったものの事由別内訳一覧の住民生活課分について、説明いたします。

税金に係る不納欠損分につきましては、時効を事由とするものではありませんので、その旨、最初に申し上げておきたいと思っております。

それでは、一般会計から説明いたします。

まず、村民税でございます。不納欠損としたのは 5 人で、その額は 25 万 5,070 円となっております。不納欠損事由としては、財産なしが 3 人、相続人不存在が 2 人となっております。

次に、固定資産税ですが、不納欠損としたのが3人で、その額は21万9,900円でございます。不納欠損事由としては、財産なしが2人、相続人不存在が1人となっております。

次に、軽自動車税につきましては、不納欠損としたのは、4人でその額は9万7,600円でございます。不納欠損事由としては、財産なしが3人、相続人不存在が1人となっております。

最後に、国民健康保険税でございますが、不納欠損としているのは6人でございます。その額は130万2,306円となっております。不納欠損事由としては、財産なしが2人、生活困窮が2人、相続人不存在が2人となっております。これとは別に本表には記載されておりましたが、これらの村税の不納欠損処分より督促手数料も村税に係る分として1万300円、国民健康保険税に係る分として6,900円が不納欠損処分されております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（中村國夫君） 水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） 引き続きまして、資料請求のありました件について、ご説明申し上げます。

まず、はじめに、農業集落排水事業特別会計及び下水道事業特別会計について、ご説明いたします。

資料No.1、2と付いた地域整備課（水道事業所）となった資料をめぐっていただきたいと思っております。

No.1の令和2年度会計で不納欠損処理を行ったものの事由です、内訳表。及びNo.2の時効による不納欠損処理内訳表の件についてですが、農業集落排水事業特別会計及び下水道事業特別会計においては、時効の事由不納欠損のみですので、資料要求のNo.1とNo.2をまとめた形で明細書を作成させていただきました。

まず、両面印刷の全4ページ物の農集排受益者分担金不納欠損時効明細の資料をご覧くださいと思います。農集排は、平成14年度から供用開始し、同年度から受益者分担金を賦課徴収しております。公共マス接続の有無につきましては、明細書の左から2列目の接続欄、また備考欄には同一納付者が、複数納付者があるものを記載しております。4ページ目の下段に合計を記載しております。不納欠損金額は延べ22人で463万円。実人数は21名。接続件数は2件となっております。

次に、両面印刷、全14ページ物の下水道受益者分担金不納欠損時効明細の資料をご覧くださいと思います。下水道は、平成12年度から供用開始し、同年から受益者分担金を賦課徴収しております。14ページ下段に合計を記載しており、不納欠損金額は、延べ94名で1,591万円。実人数は87名で接続件数は15件となっております。

なお、資料要求のありましたNo.3納付済みの農集排水道分担金で還付対象があるか、ある場合はその明細の件についてですが、今、いろいろな制度、法令に照らして精査している最中で、申し訳ありませんが、現在、資料を提出できる状態にありませんので、つきましては資料ができ次第、お知らせしたいと思いますので、ご了承願います。

次に、最後のページになりますが、水道事業会計、令和2年度不納欠損処理状況のタイトル、1枚物の資料をご覧願います。

まず、資料要求のNo.1、令和2年度で不納欠損処理を行ったものの事由別内訳についてですが、資料の2、不納欠損事由についてをご覧願います。

水道料金の不納欠損事由ですが、時効の事由によるものが(1)の1件で3万7,316円。時効以外の事由によるものが(2)、(3)、(4)、(5)の4件で3万3,523円で合計で5件、7万839円となっております。

次に、資料要求のNo.2、時効による不納欠損処理内訳についてですが、(1)の案件は、平成15年度3月から平成16年度8月賦課分で、これには「6月請求まで」と記載されておりますが、すみません、その6月が8月までの請求というのが正しい資料で、申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。時効完了日は令和2年10月7日となっております。

地域整備課及び水道事業所に関しまして、資料請求のありました件についての説明は以上となります。

○委員長(中村國夫君) そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(中村國夫君) それでは、本日の審査日程に入ります。

なお、審査の方法は、集中審査方式により進めていきたいと思っておりますので、ご了承願います。

各委員並びに説明者の皆さまをお願いいたします。

令和3年第1回議会定例会の会議録から、村のホームページ上で会議録の公開を実施していることは、ご承知のことと思っております。

会議録の調製に万全を期するため、発言の際にはマイクのスイッチを忘れずに入れてから、発言されますようお願いいたします。

また、発言の際には、「委員長」と呼び、議席番号を告げて、発言の許可を求めていただくよう、併せてお願いいたします。

◎議案第6号の個別審査

○委員長(中村國夫君) それでは、これから議案第6号「令和2年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」の審査を行います。

最初に歳入について、個別審査を行います。

質疑ありませんか。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 資料の調製ありがとうございました。

一般会計の欠損分については、時効分はなかったということで、いいことではないんですが、時効の不納欠損がなくで一安心しております。今後ともしっかりと債権の保全をされながら、適正な徴収に当たっていただきたい。つまり、納税者に対して、不公平が生じないように時効を待たないで、資産とか財力がない人にとっては、あるいは今後、財力等が復活するような兆しのない方にとっては、いつまでも引きずらないで、やはり欠損は欠損で仕方がないことだと思っておりますが、どうしても最後にいくと時効になる心配もあるわけですので、そのような欠損の仕方は望ましくないわけですので、よろしく手続きをお願いしたいと思います。

それでは、決算書 41 ページの下段の方に財産収入があつて、収入未済額が 62 万 5,000 円の土地建物の未済額が載っております。これそのものは、今までなん年間か経過しているわけですが、まだ、債権の保全はしっかりされていることでよろしいでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） これは、住所が所在が分からないということで、しばらく手続き等できないでございましたけれども、住所が分かりまして、ご本人の方に請求書を送るとともに連絡をほしいという旨の連絡をいたしました。そして、連絡がありまして、ご本人はもう破産したよという連絡でした。それで 21 年から 22 年ころということで、私どもの方で登記簿謄本を見に行きましたら、それが載っていませんでした。それで、もう一度確認して裁判所からの何か書面がないのかなというふうなこと等、探していただくとともに、今、うちの方で官報に掲載されるということで、官報をちょっと見ている状況です。

これについては、状況等、経済状況とか、ご本人の状況をしっかりと確認をして不納欠損の処理をした方が望ましいのか、その辺のところはちょっと判断して事務を進めていきたいと思っております。

時効については、公債権じゃなく、私債権ですので、ご本人から納めないよというふうな意思がない限りは、まず請求はできるというふうに判断はしておりますけれども、ご本人の状況を見て、その辺は相談してまいりたいなと思っております。以上になります。

（「休憩願います。」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 休憩いたします。

休憩（午前 10 時 14 分）

再開（午前10時15分）

○委員長（中村國夫君） 再開いたします。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） この部分については、それこそかなり相当前から債務を負った人が不在になっているということもあったので、それはそれで早い時期に遅かれ早かれ欠損ということになるのかなと思っておりましたが、それ以外の収入未済もあるわけですので、その分については納付になったと、工業団地の関係は。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 工業団地については、契約ができないということで、請求ができないでいる状況です。

今、弁護士さんに相談をして、どういった手続きをしていったらいいのかということで、状況等をお知らせしている状況です。

町村会で契約している方ですので、ファックスでのやりとりになりますけれども、まず、現在の状況を見て、進め方を相談させていただくということです。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） そうすれば、使用料そのものをまだ請求をしていないということになりますか。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） おっしゃったとおりで、そのところを今遡って契約できないとか、そういうふうなところをまずお願いをすることと併せて、まず弁護士さんの方に相談をしている状況です。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 去年でしたか、産業民生常任委員会で村内の視察調査をした際に、その会社の実態について、代表者ではなかったんですが、そちら側の方から出席をいただいて、いろいろ説明も受けました。

今、総務課長さんがおっしゃられたように境界、線引きが建物の中の線引きがはっきりしていないところがあるというふうなこともありましたが、その方は早い時期に支払いはしたいのだというようなことも言っておられたので、その境界が定まらないがために、最初から使用料を賦課しなかったというのも最初から喧嘩をしていたわけではなかったようですので、途中からそういうふうな状況になったわけで、それで境界分がはっきりしない部分については、双方も話をしながら裁判を今やっている最中のようなのですが、ある程度の双方の言い分を両方から聞いて、その不明な部分の使用料分についてはそれなりに、その他の面積あん分でも何でもいいでしょうし、そういう納付の仕方を一時的にできないのかどうか、双方から聞いて、どうせ、その境界がはっきりすれば、多少のやりとりがあっても大した金額のやり取りではないと思うので、そういうふうな納付も可能ではな

いのかなというふうなことも、常任委員会の方では話をしたことがありますが、一向にそのころと今もまだ内容が変わっていないので、そこは村の方が境界の仲裁はできないかもしれませんが、納付の方法についてお願いをすることは可能ではないのかと思いますので、あまり引きずらないで、裁判イコールではなくても納付は可能ではないかなと思うんですが、その辺はどのように。

相談をして、納付対象の会社から、それぞれから意見を聞いて、いつまでもそれは村に誘致をされた企業がわずかな使用料を滞納しているということは良いことではないと。あとで、境界が決まり次第、双方何百円なのか何千円のやり取りはあるかもしれませんが、そこはそっちでやってくれと。うちの方で納付書を出したいというふうなことを申し入れて相談をするのはいかがでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） おっしゃるとおり、できるだけ早い時期に請求とっております。

ただ、私ども4月以降、会社の方に行きましたら、ある一方の方は自分の方で納めた形で、ある一方の方にお貸ししたいというふうなことのお話がありました。そうすると、転貸という形になりますし、双方で契約したとき、片方が滞納になると最悪の場合、その場から離れていくこともお願いをする場合もあるかもしれませんが、そうなったときにそういったこともできなくなるのかなと思って、あん分というところについても今、弁護士さんの方にできるのものかということと、そういった部分の心配とかなのかなということを送っているところで、回答待ちの状況です。以上になります。

○2番（川戸茂男君） 了解しました。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） そちら任せにしていれば、なかなかの人たちみたいなので、一向に進まないと思いますし、いま現在もその使用料についてはかかっているわけなので、額が少しずつ増えていくこともあると思いますので、早い時期に完済になるように手続きを進めていただきたいと思いますし、あの建物そのものも、そろそろ破損する個所があったりで、心配なような状況になっていますので、そこを利用している方には、くれぐれもしっかりした保全管理をしていただきながら、この調子でいけば、もしかして最悪の事態はそのまま放置してまた破産するというふうなことにもなりかねないので、その辺のところは十分注意して貸付者に話をするようにお願いをします。

それから続けていいですかね。

○委員長（中村國夫君） どうぞ。

○2番（川戸茂男君） 25 ページに同じ使用料があります。中段あたりに総合福祉センターの収入未済額3万4,500円、下段の方に公営住宅の収入未済額が187万

7,000 円に上っております。

総合福祉センターの方は額は少額ですが、どういうふうな状況で滞納になっているのか。

それから、特にも公営住宅に入られているわけですが、その人たちの収入未済額というのはどうなっているのか、そこの説明をお願いします。

○委員長（中村國夫君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（杉村幸久君） それでは、私からは総合福祉センターの使用料の未納について、ご説明申し上げます。

総合福祉センターの2階の居住部門に入居されている方、1名の方の滞納でございました。この方は、なかなか金銭管理がご本人ができてなくて、いただくのが難儀していたという部分でございましたが、施設の方に転居なさいまして、今度はその施設の方で通帳管理をしていただけるということで、この未納についても、その旨説明して分納いただくことになっておりますので、近いうちにこれは完納の見込みであるということをご報告させていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（中村國夫君） 移住定住担当課長

○移住定住担当課長（川原憲彦君） 住宅の関係の滞納ですけれども、現在、平成30年度1名、令和元年度3名、そして令和2年度は13名になっております。

それで、今の納付状況ですけれども、令和元年、30年については分納という形で毎月お支払いをいただいております。それで、その当月分より若干多い金額で納めてもらっているので、滞納については圧縮されている状態でございます。

あと、中にはもう退去されてから納めている方も1名おりますので、今のところは遅れてはいるんですけれども、何とか少しずつ減っている状態ではあります。以上です。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 少しずつ納付をしていただいているということのようですが、入居者は結構高齢な方が多いと思います。もしかすれば、そのままお亡くなりになったとかというふうなこともあろうかと思っておりますので、そういうふうな保全もしながら、あとで欠損をすることのないような管理をしていただきたいと思います。お願いします。終わります。

○委員長（中村國夫君） 質疑ありませんか。

歳入については、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） ほかに質疑がないようでございますので、これで一般会計歳入の個別審査を終わります。

なお、質疑漏れ等はすべての会計が終わった後に、総括質疑を行いますので、

その際をお願いいたします。

ここで10分間休憩をいたします。10時40分に再開をいたします。

休憩（午前10時26分）

再開（午前10時40分）

○委員長（中村國夫君） 会議を再開いたします。

本日、午後に予定をされておりました一般会計歳出を繰り上げて行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議がないようでございますので、進ませていただきます。

それでは、歳出の審査に入ります。

1款議会費、2款総務費、3款民生費について、個別審査を行います。

質疑ありませんか。

3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） 決算書の53ページですけれども、手当についてお伺いをいたします。

一般職の時間外手当が毎年計上されていますが、今回ちょっと見当たりませんが、どういうふうな中身でしょうか。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） これは会計年度任用職員という制度ができて、そういう方々で一定の条件にある方というか、すべてですね。時間外手当をお支払いしているということで、こちらに。支出科目は今まで賃金とかで載っていたものが、賃金という科目がなくなりまして、こちらから全部支払いするというふうな自治法上のそれは決まり事になっております。

（「一般職の。51ページの一番下」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 載っていたと思いましたが。

（「載っていた」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） 毎年、700万円ぐらいの残業ということで、今回、働き方改革なり職員を7名なり新採用をしたりして、残業が減るもんだと思っていましたが、なかなかこの状況を見ますと、時間外勤務が減っていないというような状況ですが、その点をお伺いいたします。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 職員を増やしていただいて、がんばっているところで

すけれども、例えばデジタル化とか、あるいはクリーンエネルギーとか新しい事務等々、またコロナもありますし、そういったもの等がありますので、なかなか業務の方は減ることがなく増えているという状況で、このような状態になっていると理解をしております。

○委員長（中村國夫君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） 職員なり再任用職員なり、職員の適正化計画というのがあるかと思いますが、この村の中における適正な職員数というのはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 今、計画の人数は、77人となっております。それで、現在の職員数は77人ということで、ちょうど計画のとおり的人数となっております。

○委員長（中村國夫君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） 今、ちょうど77人ということで、この職員でいろんな仕事を回していかなければならないわけですがけれども、コロナの関係でいろいろ大変だと思いますけれども、職員の人数もあれですがけれども、残業を何とか減らすような方法をそれはやっぱりとった方がいいと思いますけれども、過労死とか、いろいろな働き方、その条件がありますので、村が率先してこの残業を減らすような形をとっていただきたいと思います。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） そのように努めたいと思っております。

今、国が進めておりますデジタル、DXですか、そういったもの等を進めながらできるだけそういったことがないように努めてまいりたいと思います。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） 今の質問で確認をしたいところがありましたけれども、総務課長の答弁のところで、職員は増やしていただいていたと言いましたが、2年度じゃなく職員が増えたのは、3年度じゃなかったのでしょうか。2年度は前のまま進んだことじゃないですか。ちょっと、そのところだけ確認したいです。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 2年度は途中で3名増やしていただいております。

○委員長（中村國夫君） 11番、桂川俊明君

○11番（桂川俊明君） 今、職員数のことが出ましたが、今、病欠、休んでいる方が最近見えるようですが、ちょっとそこを教えてくださいたいと思います。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） いま現在、病気休暇を取っているのは1名でございます。

す。他の者もありましたけれども、復帰して職場の方で調整しながらといいますか、今、勤め始めております。

○委員長（中村國夫君） 11番、桂川俊明君

○11番（桂川俊明君） 今、途中退職はないですね。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 途中退職は、4月、5月だったでしょうか、保健師、ある保健師さんがいましたけれども、そちらの方が体調といいますか、自己都合で退職されております。それ以外はございません。

○委員長（中村國夫君） そのほか、ございませんか。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 成果の18ページに、一番冒頭に定期バス路線運行維持対策事業から、7の通学補助事業まで6つの路線維持やら利用者の利便を図るためのバス運行に対する助成、あるいは扶助が行われているようですが、この中で大方は、前年比増額になっています。これは多分、燃料費か何かの値上がりか何かで上がっているのかなというふうに見ていますが、そこの維持費というか、補助金、負担金等の増減のそれぞれの理由と、もう一つ軽米の関係は他が上っているときに下がっていますね。それで、この30万円ほど下がった理由が何かあって下げたのか。

それから6のバス路線利用助成金事業のところ、どうでもいいことなんですが、件数のトータルが内訳と合っていないなと思って、どちらかが間違っているのかなと思って見ていました。まず、そこのところをお願いします。

○委員長（中村國夫君） 移住定住担当課長

○移住定住担当課長（川原憲彦君） まず、費用が上っているという部分ではやはり燃料費もそうですけれども、利用者数が減っているという状況もあります。特に、県から貰っている生活路線維持事業ということで、県補助も157万円貰っているんですけども、この路線は葛巻と一戸ですけれども、利用者が大幅に減っているということで、段々基準を満たさない状況が出てきております。特に一戸線については、今年度については、補助対象から外れているという状況にあります。

あと、軽米については、ちょっと今資料を精査させていただきたいと思いますので、午後にも回答させていただきたいと思います。

あと6番ですけれども、扶助費のところの数が合わないということで私も内数と思って計算していたんですけども、これは内数ではなくて足した分ですので、数字の誤りでございます。申し訳ございません。6番の扶助費については、171件。金額は誤りはありません。下の通学補助については、81ということで、訂正をお願いしたいと思います。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） というように、いろんな手を尽くしながら路線維持のための負担金、あるいは利用者のために扶助費等で就業しているわけですが、やはりそれでも利用者が減るということは、絶対数、元になる人口が減っていく、利用者が減っているのもあると思いますが、高齢者の利用が減っていくのが多いのかな。

今までのような定時・定路線型のバスの運行では利用に限りがある。以前、一般質問でもそういうことを質問させていただいたんですが、そこから本当に足がない、高齢化して運転免許を返納しなければならない人には、どういうふうな利用がいいのかというふうなことをそろそろ考えていく必要があるのではないかなというように思いますので、その辺のところを今すぐどうのこうのという結論は出ないにしても、方向付けとして村長から考えをお尋ねします。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） 2番委員から今お話なったようなことを担当課に私からも指示をしております。

今までのようなやり方ではバスに乗る人が減っていくのはなかなか止められないよということで、オンデマンドとか、いろいろありますし、他の自治体で、全国的な話ですけれども、他の自治体を見れば直営でバスを運行するというようなこともやっている所もあります。

したがって、要するに費用対効果でございます。この補助金で出すのがいいのか、それとも自前でやった方が安く行くし、しかも利用者も利用しやすいか、その辺を勉強しておくようにというふうに指示は出しております。ただ、おっしゃるとおり、早々に方向性を出せばいいんですが、いずれ研究はするよという指示はすでに出しているところでございます。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 何かするには費用対効果というふうなことが出てはきますが、費用対効果を追求できないことをするのが地方公共団体であり、県であり、国なわけですから、その辺のところを考えながら、どのようなところまで村が出せるのか、負わなければならないのか、そういう考え方で進めていただきたいなと思います。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） おっしゃるとおり、常々言っておりますけれども、儲かるのは民間がやるのだと。そういうふうな民間が手を付けないことをやるのが公共の務めだよという考えももちろん持っておりますので、費用対効果と申しましたのは、あくまでもこの補助金で出すのがいいのか、それとも自前でやるのがいいのかという意味での費用対効果という話でございます。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） そのとおりだと思いますが、全部が全部、自前でやるか、補助金なのかということではなくて、必要なものは補助で路線を維持をすると、制度を活用して、その中に高齢者が期待をするような肋骨道路の引っ込んだ方にいる人が町に出て来るためのオンデマンド交通的な部分があれば、全部一斉にということではなくて。

それともう一つは、民間のバス会社が伊保内に営業所を構えていてくれるわけですが、あまり経営が思わしくなくて撤退をしたいと、県内にはそういうふうな、南の方で撤退をするバス運行会社もあるわけですので、そういうふうな事態にならないうちに、そのバス会社と連携をしながらオンデマンドでもいいのではないかと。必ず村が運行しなくても。むしろ、そっちの方が安全面からもいいと思います、プロがやるわけですから。そういうことも考えていただきたい。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） まったく、そういう考えでございます。営業所が撤退するのではないかという危機感も持っておりますので、どういうふうにやったら、この村の公共交通を守っていけるのか、要するに結論はそこです。どうやったら住民も利用しやすくなるし、そして会社も良くなるし、村も財政的にも良くなるし、三方みんな良くなるというような、できればそういう方向で行ければなと思っております。

いずれ、今、委員がおっしゃったような内容で考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 分かりました。完全に成熟した制度でなくても、これから人口が増加するようなことは、とうてい考えられないわけですから、未成熟な中でそういうふうな動きをするのもまたいいのではないかというように思います。次の質問に入ります。

成果の31ページにマイナンバーカードの関係が載っておりました。昨年度はしばらくぶりで取得者が増えてきましたが、ここで、8のマイナンバーカード申請・交付件数と載っているんですが、申請イコール交付にはならないのもあったようですが、これは申請とその交付の期間がずれるために、年度をくぐったらこういうふうな差が出たということなのか、そうではなくて、何かうまくなくて交付にならなかったのか。

それから、マイナンバーカードというのは、ゆくゆくはいろいろな手続きに使われていくわけですので、有効なカードだとは思いますが、そういうふうなことであれば、もう少し取得者が増えるようなPRの仕方も必要かと思うんですが、その辺の考え方をお尋ねします。

○委員長（中村國夫君） 税務住民課長

○税務住民課長（吉川清一郎君） 申請と交付の間に期間があるのは、やはり、申請から交付まで、ある程度2カ月とか掛かるみたいですので、その関係で年度で区切るところなるといふうなことになります。

今、実際、マイナンバーカードでできるのは、所得税の確定申告なわけですが、来月10月からは保険証の利用についても可能になりますので、これについては今後、村民の皆さんにPRしていきたいなというふうに思っております。

それで、今後できる利用サービスでございますが、児童手当の現況届とか、変更届、保育施設の利用申し込み、妊娠の届出、あと介護関係では、要介護、要支援認定についての申請とか、あと自動車税関係とか罹災証明書、被災者支援関係、あとは転入、転出届けの関係など、いろいろ可能になってくるようなこともありますけれども、今後どういうふうな形で進んでいくか、まだ分からないところですが、いろんな利用の仕方は検討されているということになっておりました。以上でよろしいでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） ありがとうございます。それで、もう1点お尋ねします。

成果の47ページですが、中段に老人クラブのことについて、載っています。団体数が元年から2年にかけて2団体減になってしまいました。

それで、ひところももっともといっぱいの団体があって活動が盛んに行われていたんですが、高齢者が増えていくにしたがって団体が減っていったということもなんとなく理解し難い現象ではありますが、なぜこの団体数にこだわるかといいますと、自由に外に出歩いて、空いた時間を楽しめる方はいいと思いますが、比較的高齢化が、年齢が高くなっていきますと、やはり何もなくて、その辺に出歩くのも抵抗があるような人が多くなって引きこもりがちになって運動不足にもなるし、精神的にもやはり普通でない状態になりがちだというふうなことで老人クラブ、名前はどうかあってもいいんですが、団体の有り無しがすごく高齢者にとっては行動力に影響があるなというふうに、かなり前から感じていました。

ぜひ、その団体は地域の団体任せではなくて、それぞれ運営しやすいような環境づくりやら、あるいはクラブに入って一緒に活動をしましょうとか、話す機会があった方がいいんだよというふうな方向付けをしていただきながら、団体を存続をさせながら地域の近くのところに出て行って普通に会話ができ、一日が有意義に過ごせるような高齢者のことも考えていただければなというふうに思いますので、そのような動きといたしますか、少し配慮をしていただければと思います。終わります。

○委員長（中村國夫君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（杉村幸久君） それでは、老人クラブについてですけれども、そ

の表の中にありますとおり、2年度、前年度の9から7になったということで、このマイナス2の部分は、江刺家の上、下ということです。

やはり、団体の要件と申しますか、ある程度の人数が揃わなければならないわけですが、その要件を満たせなくなったと。新しく入ってくる人がいないということで活動できなくなったという申し出があったようでございます。

おっしゃるとおり、自分で広範囲に行動できる人はいいいでしょうけれども、誰かと近場で一緒に活動するしかないという高齢者の方も多数いらっしゃるわけで、それが地域老人クラブの本旨だとも思っております。ただ、当然、強制加入というわけにはいかないの、その現在ある団体の皆さまと意見交換をさせていただきながら、行政としてかかわっていける部分を見つけ出して、何とかこの老人クラブにつきましても衰退ということではなく、活発な活動ができるように人数もこれに参加する人が増えるように、そういう可能性を探っていきたいなというふうに考えております。

○委員長（中村國夫君） そのほか、質疑ありませんか。

3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） 企画費の中で、地域おこし協力隊の方々が各方面で活躍されておりますが、募集の際、10人という募集をやったようですが、そのほかにもそれ以上の応募があったのか。

また、その募集をする際の要件と申しますか、その決め手は何だったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（中村國夫君） 移住定住担当課長

○移住定住担当課長（川原憲彦君） 募集の内容ですか。

○3番（坂本豊彦君） 10名の募集を行いました、それ以上に応募があったのか。あと面接とかの要件とかお伺いしたいと思います。

○移住定住担当課長（川原憲彦君） すみません、今その資料を持ち合わせておりませんので、午後に改めてお答えさせていただきたいと思っております。

○委員長（中村國夫君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） 移住定住を目的として、少しでも人口増につなげようということで、定住に対しての条件とか、そういうのがございますか。

○委員長（中村國夫君） 移住定住担当課長

○移住定住担当課長（川原憲彦君） その条件ということは、募集の際に、例えばアパート、あるいは用具等については要件を提示しております。ただ、今後、定住に向けてということは、最長で3年なんですけれども、その中の活動を通じて九戸の魅力等に何かここでやっていきたいというような方向付けができれば、その方々が残っていただければいいと思っております。

それで、村外の状況を見ましても、例えば洋野町でも3年終わってからその地

域に移り住む方もありますので、今お出でになっている方々の中で、例えば工芸品等にも行っているわけですが、その辺でもう伝統工芸の方をずっとやりたいということで、九戸に移り住んでもらうとか、そういう方向で今後は集めるだけではなくて、受け皿としてどのように地域に居場所をつくるかというのも、うちの方の大きな課題だとは思っております。

○委員長（中村國夫君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） 移住者の居住場所ですか、いろいろ修繕料なり予算をとってやっているようですが、今どういうふうな場所を提供しようとしているのか、分かったら教えていただきたい。

○委員長（中村國夫君） 移住定住担当課長

○移住定住担当課長（川原憲彦君） 今やっているのは、伊保内高校の教員住宅についても、まだ使われない部分がありますので、その辺について村の方に払い下げ等を検討してほしいということで、県には要望をしております。

あとは、病院の宿舎等についても空きがあるのであれば利用をさせてほしいということで、今協議をさせていただいているところでございます。

あと、民間のアパート等もありますので、そちらとの兼ね合いも含めて、あまりにも過剰になっても良くはないので、その辺を見ながら確保を図っていきたいと思っております。

○委員長（中村國夫君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） 教員住宅については、南田のかなり古い教員住宅ですか。あと他の住宅もございますか。

○委員長（中村國夫君） 移住定住担当課長

○移住定住担当課長（川原憲彦君） 教員住宅ですけれども、南田、高校の部分ですけれども、あと川向にも空いている高校の住宅があります。そちらの方も一応中の方も確認して使えそうだとということで、いろいろ検討はしております。

あと村内の例えば九戸中学校、下に教員住宅等があるんですけども村の方です。ただ、やはり状態等があまり良くないというので、あれをちょっと修繕して住居できるようになるというと莫大な費用が掛かるので、その辺は高校の方が有力かなと思って、今は検討しているところでございます。

○委員長（中村國夫君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） これは、まだ住居は村の方で提供するというような要綱もありますし、自分でやれるような人は自分で探すということですので、定住に向けて、いらしてくださった方にもやはり丁寧な説明が必要だと思いますので、よろしく願いますということと、これは、議会の中でも4階から下を見たときに犬を10匹か何匹か連れてきている人がいますが、それを把握していますか。

○委員長（中村國夫君） 移住定住担当課長

○移住定住担当課長（川原憲彦君） 隣りですので、犬のいる状況等は把握しております。

それで、あの件については、元々村の空き家バンクに登録があった物件でしたけれども、不動産屋さんの方で買い取った後、住居者を募集して、今いる方がお出でになったというような形のようにです。

結局、民間の方が空き家バンクのネットを見て買い取っているケースがありますので、そういったものについて、どういう方が来るかということについては、なかなか管理しきれないというか分からない状態でございます。

○委員長（中村國夫君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） 引っ越しされてきた方は任意でいらっしゃる。空き家バンクをホームページで見てきたということですか。

○委員長（中村國夫君） 移住定住担当課長

○移住定住担当課長（川原憲彦君） 越されてきた方は、そこを借りているようでございます。

それで、不動産屋さんがそこを取得して、それを次は誰かに貸しますよというように形で募集をされたものに応募をして来ているというような感じですか。

○委員長（中村國夫君） 3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） 今のところ、苦情とかなんとか。というのは、相当数、数えたら10頭ぐらいだった、数えたら。騒音とか、そういう苦情が今のところは全然ないということですか。

○委員長（中村國夫君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（杉村幸久君） 犬の関係となりますと、私の方ですけれども、今のところその件に関しての苦情は寄せられておりません。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

3番、坂本豊彦君

○3番（坂本豊彦君） フェンスがありますが、あれは村でやったフェンスなんですか。なんか取り壊しているから。

○委員長（中村國夫君） 移住定住担当課長

○移住定住担当課長（川原憲彦君） フェンス等については、村の財産ではないので、個人が設置していたものだと思います。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

ここで、10分間休憩したいと思います。

休憩（午前11時12分）

再開（午前11時23分）

○委員長（中村國夫君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑ありませんか。2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 決算書の59ページと、それから民生費の方にも児童関係の基金がありますが、その財調とか減債、災害復興基金というのの一覧を見たいなと思って、144ページから始まる基金の表を見ました。

それで、去年からこういうふうな表記のされ方をしているようですが、決算年度中の積立高と決算年度中の取崩高の書き方のところに令和元年度の出納整理期間とか、令和2年度出納整理期間とかというような表記、記述の仕方が載ってきていて、実際先ほど言った59ページの方で決算になっている基金の積立額が出納整理期間の積み立てとなったものはこの表には載って来ないと。

それで、決算書等と連動してなくて下の方の※印で、載せない分の出納整理期間の積立額は、財調であれば1,108万3,291円でああだこうだというふうに記載しているんですが、同じ決算書になっているのであれば、やはり決算年度中の積み立て、あるいは取り崩しに反映をさせて、さらにそこを分けたいのであったら※印で、内、なんぼなんぼは出納整理期間の積立額だというふうな記述をしても良かった方が、この表を見る方にとっては見やすいのかなと。何かそういうふうな指導、しぼりがあってそういう記述の仕方をしているのかどうか、そのところをお尋ねします。

○委員長（中村國夫君） 税務住民課長

○税務住民課長（吉川清一郎君） 表記の仕方については、他市町村の決算書とか、あとは記載例なんかを参考にさせて、こういうふうなやり方について、昨年度から実施しているところでございます。

できるだけ、言っていることは分かりますので、その辺の兼ね合いについては、ちょっと今から検討はしたいなと思いますけれども、いずれ、今、表記的にはこういうふうな形のやり方が一般的なようです。以上です。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） そういうふうに3月31日までの分と4月、5月の出納整理期間の分を分けたと。3月末までについては、決算年度中の増減高に反映をさせると。出納整理期間の分は翌年度の増減に含めたということなんでしょうが、基金に限らず他の歳入歳出であっても3月31日までに額が確定していて出納整理期間で出し入れをするのがあるわけで、それはそれで決算にもなっているので、そこに連動させた方が表を見るものとしては見やすいように思います。終わります。

○委員長（中村國夫君） 税務住民課長

○税務住民課長（吉川清一郎君） 来年度に向かって、検討はしたいなと思います。

そういうことで、よろしくお願ひいたします。

○委員長（中村國夫君） そのほか、質疑ございませんか。

1 款議会費、2 款総務費、3 款民生費でございます。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 質疑がないようですので、これで1 款議会費、2 款総務費、3 款民生費についての個別審査を終わります。

なお、質疑漏れ等については、総括質疑の際にお願いします。

お諮りいたします。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日の審査は、ここまでにしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日の審査はここまでといたします。

なお、次の会議は明日、9 月 14 日午前 10 時から行ひますので、ご参集願ひます。

◎散会の宣告

○委員長（中村國夫君） 本日は、これで散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散会（午前 11 時 29 分）